平成２７年（フ）第７９１号
神戸市北区中里町２丁目２番地の１　532号
債務者　松崎　有美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１６号
兵庫県尼崎市御園３丁目13番16号第３カシノハイツ301
債務者　三野　由美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７３５号
広島市西区三滝町13番13―103号
債務者　川中真梨子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３９号
広島市西区井口台３丁目35番１―101号
債務者　飛田　一吉
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６号
熊本県荒尾市四ツ山町１丁目11番７号３
債務者　吉田　美保
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第４７号
熊本県荒尾市四ツ山町１丁目11番７号３
債務者　吉田　孝一
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第３４２号
沖縄県浦添市前田４丁目16番２―205号　喜乃屋マンション
債務者　前田　　正
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１８号
青森県八戸市大字田面木字外久保13番地１
山道アパート１号
債務者　加藤　隆幸
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市松崎萱55番地２
債務者　西城　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第９０号
群馬県桐生市天神町３丁目３番36号
債務者　桑原　一文
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第９１号
群馬県みどり市大間々町大間々2398番地１
新井コーポ　１―Ｂ号室
債務者　古川　正昭
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第９２号
群馬県桐生市新里町新川1849番地２　クレールアンファンＢ202号室
債務者　鏑木　　猛
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３２６号
新潟県五泉市東石曽根2335番地１
債務者　中西　美水
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３０号
新潟市東区大形本町５丁目３番70号　トーワハウス203号
債務者　西村　　聡
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３１号
新潟市中央区寄附町5023番地　クレセントフェアリー102号、前住所新潟市江南区俵柳148番地１
債務者　岩渕　朋幸
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３８号
新潟市東区本所１丁目６番37号
債務者　浅見　拓也
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４１号
新潟市西蒲区巻甲571番地
債務者　大越　勝英
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４２号
新潟市南区堀掛274番地１
債務者　難波　理恵（旧姓円山）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部